

【普通徴収（納付書・口座振替）で納める方へ】

平成31年度 介護保険料決定のお知らせ

※賦課年度については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えてください。

このたび、あなたの平成31年度介護保険料が決定しましたので、同封の通知書兼納付書又は通知書により通知いたします。

通知書兼納付書が同封されている方は納付書に記載のある納期限までにお近くの金融機関にて納付してください。

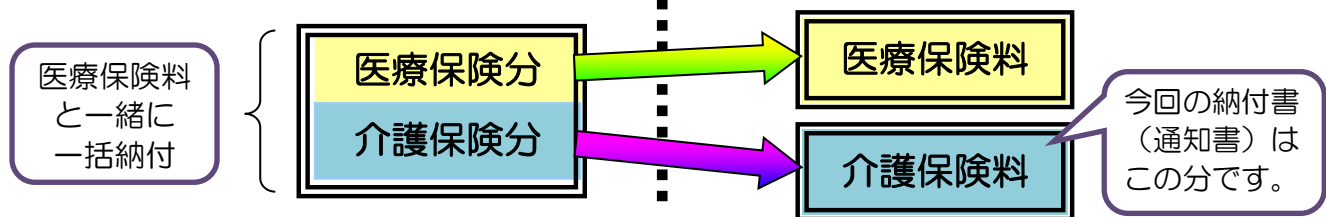
通知書が同封されている方は、通知書に記載のあるご指定の口座から、各期の介護保険料が各納期限の日に口座振替となります。

介護保険料 Q&A

Q1 なぜ納付書を送ってきたのでしょうか？

◎40歳から64歳までは・・・
(第2号被保険者)

◎65歳以上になると・・・
(第1号被保険者)



40歳から64歳までは(第2号被保険者)、介護保険料はご加入の医療保険料(国民健康保険や各健康保険組合など)と一緒に納付いただいておりますが、65歳(第1号被保険者)になると、介護保険料は医療保険料から切り離されて住民登録のある市町村に納めていただくこととなります。そのため今回納付書を送付させていただきました。なお、第1号被保険者と第2号被保険者は保険料の算出方法が異なりますので、保険料の金額は変わります。

Q2 保険料はどのように決まるのですか？

介護保険料の決まり方などは、別添の「[65歳以上の皆様へ](#)平成31年度 可児市の介護保険料」(ピンク色のチラシ)をご覧ください。

Q3 国民健康保険でも介護保険料を納めています。二重ではないですか？

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、国民健康保険税と一緒に介護保険料を納める制度になっています。世帯に年度途中で65歳になられる方がいる場合は、国民健康保険税に加算されている介護保険料は、65歳になられる月の前月までの月数分を計算し、その年度額を3月まで均等に月割りして納付していただくようになっています。納入時期は65歳以上の方の介護保険料の納入時期と重なりますが、保険料の額は二重払いにはなっていません。

裏面もごらんください

Q4 年金からの天引き（特別徴収）はいつから始まりますか？

介護保険料は原則、特別徴収で納めていただくことになっておりますが、新たに65歳になられた方は、市と年金保険者との事務手続きが完了するまで年金からの特別徴収は行えません。しばらくの間、納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただくことになります。

以下の条件に該当する方で、令和2年4月時点で年額18万円以上の年金を受給している方は、来年度から介護保険料の特別徴収が開始となる予定です。

- ① 平成31年3月2日以降に「満65歳になられた方」
- ② 平成31年4月2日以降に「可児市に転入された方」
- ③ 平成31年3月1日以前に「満65歳になられた方」で、今年度「普通徴収」の方
- ④ 平成31年4月1日以前に「可児市に転入された方」で、今年度「普通徴収」の方

※上記の内容は、今回納付書（通知書）を発送した方を対象として記載しています。

※特別徴収の開始時期は個々の状況（受給している年金の種類、手続状況等）により異なる場合があります。

Q5 他の税金はすでに口座振替ですが、介護保険料も口座振替になりますか？

自動的に口座振替にはなりません。介護保険料の口座振替をご希望される場合は、**新たに金融機関での手続きが必要です。**①預貯金通帳 ②通帳の届出印 ③納付書をお持ちになって、口座のある金融機関（銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行など）でお申込みください。

口座振替が始まるのは、**申込みをした月の翌月末の納期分から**となりますので、それまでの分は納付書でお支払いください。

来年度から特別徴収が始まると、口座振替が自動的に止まりますので、**金融機関での手続きは不要です。**

納付書で納める方へ

- ・ 同封の納付書は、コンビニエンスストアでは、納付できませんのでご注意ください。
- ・ 納付書すべてを使って1年分をまとめて納付いただくこともできます。

口座振替で納める方へ

- ・ 残高不足等のため口座振替できなかった場合は、後日、口座振替できなかった分の納付書をお送りしますので、銀行・信用金庫・農協などの指定金融機関で納付ください。

介護保険料の納め忘れにご注意ください。

65歳到達以前より年金を受給している方でも、65歳に到達してすぐには年金天引きができません（Q4を参照ください）。今回送付した納付書で納付をお願いします。

納め忘れがあると、介護サービスを利用する際に、納め忘れのある期間に応じて保険給付が制限されますのでご注意ください。

※詳しくは、同封のピンク色のチラシの「介護保険料を納めないでいると」をご参照ください。

お問い合わせは・・・ 可児市役所 介護保険課 介護保険係
電話 (0574) 62-1111 内線 3223、3224、3225